

いじめへの対応の流れ

岐阜市立岐北中学校

令和7年4月改定

『いじめの疑いのある情報』

- 教職員の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
生徒等からの情報 アンケート ここタン など

最悪を想定して
慎重に
素早く
誠意をもって
組織的に対応する

情報共有

情報をつかんだ教職員

学級担任

情報共有

いじめ対策監

情報元の生徒等
から聞き取り

学年主任

生徒指導主事

校長 教頭 いじめ対策監を中心とした

学校安全支援課へ報告

周囲の多くの生徒
からの聞き取り

いじめ対策チーム

事実確認

状況に応じて、市教委、警察、
スクールロイヤー等と連携

最優先で対応
授業を自習にする
場合もある

被害生徒から
聞き取り

保護者へ連絡

関係生徒から
聞き取り

支援・指導

いじめ対策チーム

被害生徒への
支援等

関係生徒への
指導等

被害生徒の
保護者へ

関係生徒の
保護者へ

保護者同士の会

見届け

校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導、学年主任、担任による
繰り返しの支援や指導、見届け

①関係機関（市教育委員会、警察）等との連携の継続

②指導記録の保管

③いじめ防止等対策推進会議、学校運営協議会での報告や協議

次年度への引き継ぎ